

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
阿賀野市	(略) <u>あがの市民病院</u> (略)	(略) 阿賀野市岡山町 13-23 (略)	阿賀野市	(略) <u>水原郷病院</u> (略)	(略) 阿賀野市岡山町 13-23 (略)
(略)			(略)		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園 式号館 <u>地域密着型特別養護老人ホーム ミニ特養うしろやま</u>	(略) 佐渡市新穂瓜生屋513番地1 <u>佐渡市宮川1062番地</u>	佐渡市	(略) 特別養護老人ホーム 新穂愛宕の園 式号館	(略) 佐渡市新穂瓜生屋513番地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。